令和５年度　掛川市新商品開発応援事業費補助金

新商品の開発を支援します

対象事業者	・市内に店舗、事務所又は事業所等を有し、市内で現に事業を営んでいて、今後も事業を継続する意思がある事業者 ・事業主及び従業員が掛川市暴力団排除条例第 2 条第 3 号の暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有するものではないこと。 ・市税を滞納していないこと。（計画的に納付し、完納見込みの場合は可）
対象事業	**地場産品開発のための事業** （飲食物にあっては、原則 30 日以上の消費期限が保証されるもの） **地場産品とは、以下のいずれかを満たす商品** ア　市内で生産されたものであること イ　市内において原材料の主要な部分が生産されたものであること ウ　市内において製造、加工等の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること エ　市内で生産されたものであって、流通構造上、他の自治体のものと混在することが避けられないもの オ　市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、市に関連性があるもの
補助金額	**対象経費（税抜）の 1/2 以内（上限 30 万円）** ※千円未満切り捨て
対象経費 （消費税及び地方消費税を除く）	**① 試作及び実験に係る原材料費**（掛川市内で生産されたもの又は加工等が行われた原材料に限る。） **② 機械装置・設備類の購入費** **③ 製造及び改良に係る加工料** **④ パッケージ、ラベル等のデザインの開発及び作成に係る経費** **⑤ マーケティング、調査分析に係る経費** **⑥ 専門家等の招へいに係る経費** **⑦ 新商品開発応援事業により開発された地場産品を含む商品の商談会への出店その他の販路の開拓又は拡大に係る経費**
申請受付期間	**令和５年 10 月 31 日（火曜日）まで** ※期間内であっても予算の上限に達した場合は申請受付を終了します。
留意事項	※対象事業が他の補助金等の交付対象となっている場合は対象外。 ※交付決定日以降に着手し、年度内に事業（新商品開発及び事業費の支払い）が完了するものに限る。 ※補助金の交付は、補助対象者ごとに１回までとする。

令和５年６月１日

【申請・問合わせ先】　掛川市　産業労働政策課
〒436-8650 掛川市長谷一丁目１番地の１
TEL 0537-21-1125　（平日 8:30～17:15）

手 続 方 法

1 **申請書を入手**	補助金の申請には、申請書等の書類が必要です。申請書類は、市役所産業労働政策課（本庁３階）、大東支所、大須賀支所、商工団体等または市ホームページにあります。
2 **申請書へ記入**	次の①②③⑥⑦に必要事項を記入し、④⑤の書類を用意してください。 ① 交付申請書（様式第１号） ② 事業計画書（様式第２号） ③ 収支予算書（様式第３号） ④ 補助対象経費に関する見積書等 ⑤ 市内での営業実態が確認できる書類（登記事項証明書、開業届の写し等） ⑥ 誓約書 ⑦ 申請提出用チェックシート
3 **申請書を提出**	上記①～⑦の書類が用意できたら、申請期間内に市役所産業労働政策課の窓口または郵送にて提出してください。
4 **交付決定通知の発送**	交付決定者へ交付決定通知書をお送りします。 **※交付決定後に事業着手してください。**
5 **完了報告書の提出及び請求**	交付決定者は以下の提出期限までに書類を提出してください。 提出期限：事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の３月 31 日のいずれか早い日まで ① 完了報告書（様式第５号） ② 事業実績書（様式第２号） ③ 収支決算書（様式第３号） ④ 請求書　　（様式第６号） ⑤ 取得財産等管理台帳 （税抜 50 万円以上の取得財産等がある場合のみ作成）（提出不要） ⑥ 取得財産等管理明細表 （税抜 50 万円以上の取得財産等がある場合のみ作成）（提出必要） ⑦ 領収書等の写し ⑧ 新商品の写真 ⑨ 補助金の振込先口座が分かる通帳等の写し ⑩ 完了報告提出用チェックシート
6 **補助金額の確定及び交付**	交付決定者へ確定通知書をお送りした後、補助金をお振込いたします。

その他不明点等がございましたら、産業労働政策課（21-1125）までご連絡ください。